

船橋市子ども・子育て会議の会議の公開に関する取扱基準

(平成25年9月25日制定)

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、船橋市子ども・子育て会議（船橋市子ども・子育て会議条例（平成25年船橋市条例第25号）第1条に規定する船橋市子ども・子育て会議をいう。以下同じ。）の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号。以下「条例」という。）及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱（平成23年船橋市要綱。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、会議の開催の都度、船橋市子ども・子育て会議の会長（以下「会長」という。）が定めるものとする。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、会議の開催の都度、会議を開催する場所（以下「会議場」という。）において行うものとする。

2 定員を超える傍聴希望者がある場合の傍聴者の決定は、抽選によるものとする。ただし、会長が必要と認める場合にあっては、先着順その他の公平かつ合理的な方法で行うことができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他の危険物を所持している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘等を持っている者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を持っている者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 異様な服装をしている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を所持又は携行している者

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴者又は傍聴希望者に対し、係員をして前項第1号から第3号までに規定する物品の所持について質問させることができる。

3 会長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の会議場

への入場を禁止することができる。

- 4 小学生及び小学校就学前の者は、傍聴することができない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑するなど騒ぎ立てないこと。
- (3) ヘルメット、鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用して示威的な行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに離席しないこと。会議の途中でやむを得ず退出するときは、係員にその旨を伝えること。
- (7) 他の人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

(写真撮影等の制限)

第6条 傍聴者は、あらかじめ会長の許可を得た場合を除き、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。

- 2 前項の許可の申出は、会議の開会前に行わなければならない。

(補則)

第7条 この取扱基準に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この取扱基準は、平成25年9月25日から施行する。